

Current Situation and Problems involving Education for Learning Japanese Language and Understanding Multiculturalism for Foreigners : Finding a social cooperation model in multiculturalized city through a case study of Ito District

松永, 典子
九州大学大学院比較社会文化学府日本語教育講座

麻生, 迪子
九州大学大学院工学研究院工学系国際交流支援室

季, 江静
九州大学大学院比較社会文化学府日本社会文化専攻

永嶋, 洋一
九州大学大学院比較社会文化学府日本社会文化専攻

他

<https://doi.org/10.15017/21855>

出版情報 : 比較社会文化. 18, pp.9-23, 2012-03-20. Graduate School of Social and Cultural Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



論文

外国人「生活者」のための日本語教育と 多文化理解教育の現状と課題 ——伊都地区から考える多文化化する地域における 社会連携モデルの模索——

Current Situation and Problems involving Education for Learning Japanese Language
and Understanding Multiculturalism for Foreigners:
Finding a social cooperation model in multiculturalized city through a case study of Ito District
2011年10月15日受付, 2011年10月20日

松永 典子¹・麻生 迪子²・季 江静・永嶋 洋一・新井 克之³
Noriko MATSUNAGA, Michiko ASO, Jiangjing JI, Yoichi NAGASHIMA, Katsuyuki ARAI

キーワード: 外国人「生活者」、多文化共生、留学生の家族、日本語教室、多文化理解

はじめに

外国人「生活者」⁴の集住する地域であるとならないに関わらず、地域社会の多文化化、すなわち「多様な人々」が自分の周辺に居住しているという状況は避けられないというのが、我々が居住する社会の現実である。こうした中で、近年、地方自治体、中国帰国者支援交流センター、難民事業本部、文化庁、そして関連する学会や各教育機関、日本語教室など、社会の様々なレベルにおいても、「多文化共生」への取り組みがなされてきている⁵。ただし、これまで、各地域の「多文化共生」の活動を実質的に支えてきたのは、日本語教室を運営するボランティアや市民団体であり、この日本語教室が「生活者」の日本語学習の場となると同時に、「生活者」の声を行政側に伝える「窓口」にもなってきたというのが実情である。つまり、地域社会の日本語教室は、「多文化共生」を推

進する、いわゆるボトムアップの活動を従来担ってきた。それと同時に、日本語教室には「生活者」相互の交流や憩いの「オアシス」としての役割があることも指摘されている⁶。

以上のように、「多文化共生」がボトムアップの活動であるにとどまらず、国や地方自治体にとっても無視できない課題であるとの認識が高まるに伴い、これをテーマとする論考も増加の一途をたどっている。その中で、大きく問題視されているもののひとつが、「支援者」「被支援者」という枠組みなのではないだろうか。この「支援者」「被支援者」の枠組みは、社会の中の「マジョリティー」「マイノリティー」、日本語を「教える者」「教えられる者」といったように、表現を変えつつも、社会の圧倒的多数である「支援者」が社会的弱者である「被支援者」を支援することにより、「多文化共生社会」への参画を促すという構造を社会の中で再生産し続けてきたとも

¹九州大学大学院比較社会文化学府日本語教育講座。

²九州大学大学院工学研究院工学系国際交流支援室。

³季・永嶋・新井ともに九州大学大学院比較社会文化学府日本社会文化専攻。

⁴外国人「生活者」という呼称に関しては、「外国籍住民」、「生活者としての外国人」など捉え方はいくつかあるが、地域社会における多文化理解教育に対する取り組みを検討する本稿では、「生活者」という視点が重要だと考え、特に引用でない場合は、外国人「生活者」というように、「生活者」にカギ括弧を用いることとする。以下、文脈上、混乱の生じない範囲で「生活者」と略す。

⁵2008年度日本語教育学会秋季大会シンポジウムでは、過去20年の取り組みの検証と今後の課題についての検討がなされた。外国人集住地域として、川崎市や豊田市などの事例が挙げられる。

⁶松本有希子修士論文(2008: 42-43)。

言える⁷。

本稿では、数多くの論考の中から、異文化間教育学会が2008年より数度にわたり、関連のテーマで特集を組み、この課題に取り組んでいることに着目した。その中の指摘で特に押さえておかなければならないのは、「多文化共生」という言説自体は広く浸透しながらも、社会で実際に「多文化共生」が実現しているかと言えば、「共生概念の曖昧さと相まって、社会構造的な状況は変わらないままに展開している⁸」というのが実状だということである。

この「多文化共生」という概念に関しては、1) 対象にオールドカマー⁹の視点が抜け落ちていること、2) 「上」からの多文化共生(「官製概念」)と「下」からの多文化共生(実践的概念)の2つの概念が存在していることが指摘されている¹⁰。こうした「多文化共生」の概念の構造化にはおそらく、社会の階層構造的な視点、つまり、外国人「生活者」に対するそれぞれの立場や視点が反映されていると見ることができる。したがって、そうした「多文化共生」概念の乖離を乗り越えるには、地域の日本語教室や多文化理解教育に関わる我々自身が「多文化共生」を外側から「サポートする」支援者という立場からでなく、「多文化共生」を実現していく参画者のひとり、すなわち地域社会の「生活者」のひとりだと自覚することが必要である。

しかし、日本語を「教える」「教えられる」という力関係が歴然としている日本語教育の現場にとって、これは極めて大きな課題である。さらに言えば、上記に見られるような「支援者」「被支援者」の枠組みや「官」と「実践」の間の構造的な乖離など、地域社会の連携の阻害要因を視覚化し、連携が可能になる仕組みを考えていくことこそ、大学が社会活動に参画していく重要な意味があると考えられる。ただし、「生活者」としての自覚が「強制」ではなく、「共生」に結びつくようにするにはいったいどうしたら良いのだろうか。これは非常に困難な課題ではあるが、本稿では、単に「日本文化」を教えるのではなく、学習者の文化や第三者の文化についてもともに学ぶ「相

互学習」としての多文化理解教育を地域社会の日本語教育に導入することがそのひとつの解決の糸口になるのではないかと考える。

以上の仮説をもとに、本研究チームは、こうした課題に取り組むためのひとつの手段として、留学生の家族を対象とする伊都キャンパス内の日本語教室を試行的に開設することとした。この背景には、これまで伊都キャンパス内では留学生の家族には日本語学習の機会が提供されておらず、そのため以前から、「生活者」の日本語教育に対する要望があったという事情が反映されている。

そこで、本稿では、まず、「多文化共生」に関する従来の議論と先行事例を整理することにより本研究チームで取り組む留学生の家族を対象とする日本語教室の実施と、社会連携モデルの枠組み作りの参考とする。次に、福岡県及び糸島市における「生活者」のための日本語教育の現状と課題を明らかにするとともに、本稿で設定した仮説のヒントになった、九州大学伊都キャンパスの多文化理解教室の実践について紹介する。さらに、「生活者」にとって、どのような多文化理解教育が必要なのかを考えるため、中国帰国者¹¹・留学生の事例や先行する調査報告等をもとに、「生活者」にとって必要な言語行動能力と学習項目について概観する。以上の考察により、伊都キャンパスの周辺地域で今後、大学がどのように「生活者」のための日本語教育と多文化理解教育に関わっていくことができるか、探っていくことにしたい。

1 「多文化共生社会」に関するこれまでの提言と施策

本章ではこれまでに各地で行われた「多文化共生社会」に関する提言と施策、そして「生活者」のための日本語教育に関わるそれらを整理し、「生活者」のための日本語教育と多文化理解教育に関わっていくにあたっての指針を確認する。

外国人集住都市での取り組みにおいて、まず、その活動の端緒となるのは2001年に静岡県浜松市で開かれた

⁷「力関係の差異が歴然としているマジョリティーへの働きかけは困難な課題であるだけに」解決に向けた継続した取り組みが必要であるとともに、「日本語教育における試みを振り返る」ことが考察の手がかりになるとの可能性も示唆されている(馬淵仁2010:2)。

⁸馬淵仁(2010:3)。

⁹オールドカマー、ニューカマーの定義に関してはニューカマーをどう捉えるかによって議論が分かれるが、ここで言うオールドカマーは、在日韓国・朝鮮人は元より「先住民族、旧植民地出身者、オーバースティの問題」を含めた意味で使用されており、近年日本に定住するようになったニューカマーと区別されている。

¹⁰金命貞(2010:12-13)。

¹¹日中国交が回復した1972年以降、日本へ永住(帰国)・定住するようになった「中国残留日本人」やその家族を指している。一方の残留日本人とは、戦前あるいは戦中の時期に、中国大陸へ渡り、戦後長い間中国で「残留」し、1972年の日中国交正常化を契機に日本へ永住帰国した人々のことである。残留日本人は1981年以降の政策などによって、13歳を基準に「中国残留孤児」と「中国残留邦人」に区分されている。また、「中国残留邦人」のほとんどが女性であるため、「中国残留婦人」という呼称が一般的に使われている。

外国人集住都市会議であろう。浜松市では入管法改正¹²以降に数多くの日系ブラジル人ニューカマーが生活しているが、ここで発せられた「浜松宣言」を発端として全国各地での「多文化共生」をめざす活動が始まったといえる。そこでは「日本人住民と外国人住民が、互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深めるなかで、健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした真の共生社会の形成¹³」が提唱され、ここで初めて外国人と地元住民との地域共生の必要性が明示された。

翌2002年にはオールドカマーが数多く生活している大阪府より、「在日外国人施策に関する指針」が打ち出され、「すべてのひとが、人間の尊重と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認め合い、ともに暮らすことのできる共生社会の実現¹⁴」という、主に「生活者」の人権に関する提言が発せられた。

2004年には、愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市が連携して、「多文化共生社会づくり推進共同宣言」が発せられた。「在住外国人は、地域の経済活動を支える大きな力となっている一方、その長期定住化と集住化が進むにつれて、言語、文化の違い、制度の不整備等から、労働、医療、教育、社会保障等の面で様々な課題も顕在化してきている。在住外国人が国籍を問わず、個人として尊重される基本的な人間生活を営むためには、こうした問題は早急に解決が図られるべきものである¹⁵」と、労働者として、日本の経済活動に貢献している彼らに対する不平等な扱いの是正を求める提唱がなされている。

また、自治体以外からも、日本経済団体連合会が2004年4月に「外国人受入れ問題に関する提言」を発表した。ここでは「多様性のダイナミズムを活かし、国民一人ひとりの「付加想像力」を高めていく、そのプロセスに外国人が持つ力を活かすための総合的な受け入れ施策を提案¹⁶」し、主に外国人の受け入れにあたって発生している不法就労者の増加や人権や差別問題に対する解決を求めている。

このような流れを受けて、総務省は2005年6月に「多文化共生の推進に関する研究会」を設置した。ここでは、地域において取り組みが必要な「コミュニケーション支援」「生活支援」「多文化共生の地域づくり」「多文化共生の

推進体制の整備」の各分野に整理し、「具体的な提言を行うとともに、施策に着手する地方自治体の参考となるよう、先進的な取り組み事例を取りまとめている¹⁷」。

同研究会がまとめた報告書に基づき、総務省は2006年の3月に「地域社会における多文化共生推進プラン」を策定した。そこでは各自治体が多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進することを求めている。

その結果、全国の都道府県や政令指定都市などの多くが、「多文化共生」の指針や計画の策定に取り組み、具体的には2006年には足立区が「多文化共生推進計画」、広島市が「多文化共生まちづくり推進指針」などを策定している。

2006年には「生活者としての外国人に関する総合的対応策」がとりまとめられ、外国人登録制度の抜本的な見直しが行われた。しかし、2008年秋に、リーマンショックを契機とする世界的な景気後退が起り、各外国人集住都市にて、定住外国人の派遣・請負労働者の大規模な失業問題が発生した。そのため政府は2009年1月より内閣府に定住外国人施策推進室を設置し、失業した外国人労働者や、その子供への支援を開始している。

この間、各自治体では指針や計画の策定が続いていたが、注目する動きでは、2007年には宮城県が全国初の「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を策定している。また、翌2008年12月には、静岡県でも「多文化共生推進基本条例」が制定された。

2001年の「浜松宣言」から始まった外国人集住都市会議も「14都市共同アピール」(2002年)、「豊田宣言」(2004年)、「よっかいち宣言」(2006年)、「みのかも宣言」(2008年)などを通じ、繰り返し「外国人住民にかかる諸制度が定住化の進展している実態から乖離している現状に対して、国などに制度改革を提言¹⁸」してきた。2010年の「おおた宣言」では今までのそうした要望に加えて、「国に対し、外国人が日本語を学習することを通じ、地域コミュニティや企業など社会の一員としての役割を積極的に担えるよう、日本語の学習機会を保障する制度¹⁹」の導入を強く求めている。2007年7月には文部科学省の文化審議会の国語文化会に戦後初めての日本語教育小委員会が設けられ、この委員会では「日本語教育におけ

¹² この入管法の改正(1990)では、外国人の受け入れに「定住者」という概念を設け、日系人は2世や3世とその配偶者まで来日が可能になり、在留資格者は日本人と同等に単純労働に従事できることになった。

¹³ 外国人集住都市会議公式Webサイト【「浜松宣言」及び【提言】】(2001:2)。

¹⁴ 大阪府公式ホームページ(2002:1)。

¹⁵ 愛知県公式Webサイト(2004:1)。

¹⁶ 日本経済団体連合会Webサイト(2004:1)。

¹⁷ 野山広(2009:14)。

¹⁸ 外国人集住都市会議公式Webサイト「おおた宣言」(2010:1)。

¹⁹ 同上。

る今後検討すべき課題について」が議論され、2011年の現在では「生活者としての外国人」に対する日本語教育が検討されている。

各自治体からの提言や国の対応を追っていくと、その内容は外国人「生活者」と地域住民の「共生社会の形成」や「生活者」の人権尊重といった抽象的な課題で始まり、次第に具体性を帯びてきて、企業や社会での諸制度や待遇改善などを求める動きに変わっていった。近年ではそれらの問題の根本的な原因となる言語の問題が注目されはじめています。「さまざまな社会の制度を理解し、自分自身の権利と義務を知ることによってなされる²⁰」との指摘があるように、地域社会の日本語教室は、その役割の中核を担うものであるといえよう。しかし、もちろん「生活者」の母語やそれに伴う権利も尊重されたものでなければならない。つまり、「生活者」が社会の一員としての役割を積極的に担えるようにするための日本語教育がいま地域社会や企業に期待されている。

2 外国人「生活者」の多様性と日本語教育

九州大学伊都キャンパス周辺地域の「生活者」のための日本語教育を考えるうえで、外国人集住地域や非集住地域の特徴を整理することにより日本語教室運営に共通する課題を確認し、教室運営の指標としたい。文化庁の委嘱で1994～2000年度までに地域日本語教育推進事業が各地で実施されているが、本章では、まず指定されたモデル地域の中から、静岡県浜松市、神奈川県川崎市、山形県山形市を例にあげ、そこでの「生活者」や日本語教育の特徴を整理していく。

2-1 静岡県浜松市の事例

浜松市は繊維・楽器・輸送機器の三大産業を中心に発展を遂げてきた地区である。楽器産業ではヤマハやカワイなどの大手メーカー、輸送用機器では、スズキ、ホンダ、ヤマハなどのメーカーが立地している。これらの製造業を中心とする企業活動を反映して、多くの外国人「生活者」が存在している。国籍別では、ブラジル人、ペルー人など南米地域の外国人が全体の7割を占めている。入管法の改正をきっかけに、ニューカマーが増えたことが浜松市の特徴である。彼らの多くは企業内部での一定の日本人との接触は多いが、生活上の問題に関しては市内にたくさんいる同国人を通して、解決が図られるため、自らほかの日本人との接触場面を開拓しなくても

済み、思いのほか地域住民との接触は少ないという。

浜松市では、市国際交流センターや公民館、国際交流協会、また民間日本語学校で「生活者」のための日本語教育が行われている。また、外国人「生活者」自ら、あるいは日本人と協力して作る日本語教室も存在する。各地域でのボランティア日本語教室では、主に地元民との交流を図ったり生活を整えたりする目的での日本語教育が行われている。しかし、日本語学習を希望する「生活者」が多いにも関わらず、仕事の都合などで通えない人も多いようである。

また、この地区でより大きな課題として存在するのは、増え続ける外国人子弟に対する教育の問題であり、外国人指導適応教室などのように数々の試みがなされているのもひとつの特徴である。以下、その他のモデル地域の例を見ていくことにしよう。

2-2 神奈川県川崎市の事例

川崎市の場合、オールドカマーの在日韓国朝鮮人と、いわゆるニューカマーと呼ばれる近年来日した「生活者」がほぼ同じ割合で暮らしていることが特徴である。

川崎市には戦前、京浜工業地帯の軍需産業への強制連行や土木工事、砂利採取など厳しい作業の労働力として、多くの韓国朝鮮人が来日した。そのため現在「生活者」の半数を占めるのは戦前からのこういったオールドカマーの子孫たちであり、依然として差別と貧困の現実が存在するという。ニューカマーとして比較的最近、来日した「生活者」の増加は、中国人登録者が1,000人を超える1988年ごろから目立ってきている。その背景には1980年代からの人手不足、円高、アジア諸国との経済格差などを原因とする就労目的の増大、留学、就学、研修目的の来住がある。また入管法改正からはブラジル人をはじめとする中南米人が急増し、92年末には、「生活者」は全体の13パーセントに達した。

この地域における日本語教育は、そのほとんどがオールドカマーに対する識字教育をルーツとしているものであり、もともとは民族差別に対する取り組みから始まったといえる。川崎市での識字教育の歴史は1970年代からと古く、それだけにボランティア日本語教育が根付いている地域であり、日本語が不自由なことによって生じる生活上の不利益を避けることがその大きな目的である。また、この日本語教室を媒介とし地域交流なども盛んに実施されている。

²⁰石井理恵子の言(日本語教育学会・報告書2008:14)。

2-3 山形県山形市の事例

山形県に生活する外国人「生活者」を語るときに、無視できないのが外国人配偶者である。中国や朝鮮半島、フィリピンから来日した外国人配偶者が増えた背景には、山形が抱える過疎化問題、過疎地域の後継者不足、農業問題などが考えられる。さらに、山形には、中国帰国者や、中国在留婦人とその家族が多いが、その理由は、戦中・戦後を通して中国東北部(旧満州)へ渡った人々の多さと比例している。

外国人配偶者のなかでは、家庭内で彼女らの母語が保障されていない場合が多い。なぜなら日本人の夫の多くが「これからは日本で生活していくのだから、自分が配偶者の母語を覚える必要はない。妻が早く日本語を覚えて、日本の生活習慣に慣れればいい。(郷に入っては郷に従え)²¹」と考えている例が多いからだという。そのため山形の定住型の「生活者」とは「好むと好まざるにもかかわらず、最終的には、ある部分・ある程度、日本(地域)社会や文化に同化(assimilation)しなくてはならないもの²²」である場合が多いということである。

地域の日本語教育はボランティア日本語教室を中心に行われており、中国帰国者センターも存在する。主な目的は日本社会での生活を円滑にさせるためのものといえよう。山形市地域日本語教育推進委員会では、「子弟教育部会」や「異文化間理解講座部会」、また、優秀な外国人生徒が先生になって指導するというチームティーチング形式の日本語教育も実施されている。

以上のように、各地では様々な「生活者」があり、それぞれのニーズに応じた試みがなされてきている。このような地域日本語教育推進事業の各地域の報告書から指摘された共通の課題を野山広(2008:89)は、「(1)日本語教室運営の工夫、(2)日本語での交流活動を充実させるための研修プログラムの工夫やコーディネーターの育成・確保、(3)日本語教育機関・関係者・関連領域の連携構築=ネットワークング、(4)人材・情報資源の蓄積、分類、流通を目指したりソースセンターの構築へ向けた方策の必要性など」としてまとめている。

もちろん伊都キャンパス周辺地域の外国人「生活者」が今まで挙げた例にすべて当てはまるわけではない。しかし、学習者のニーズに合った日本語教室の運営をはじ

め、上記で指摘された4つの課題はこれまでの実践から得られた重要な示唆であり、本研究チームで取り組む日本語教室運営にとって重要な指標となると考える。

3 福岡県の「生活者」のための日本語教育の現状と課題

本章では、本研究で取り組む九州大学と糸島市を中心とする伊都キャンパス周辺地域における日本語教育の現状と課題を明らかにするため、福岡県の「生活者」の特徴と、それに対応した日本語教室の開設状況を概観する。加えて、伊都キャンパス周辺地域の現状を確認したうえで、糸島日本語教室、今後の実践にひとつの示唆を与える取り組みである、九大院生による多文化理解教室(日本文化塾、中国事情、韓国事情の各クラス)の取り組みを取り上げ、その意義を提起したい。

3-1 福岡県の特徴と日本語教室の概要

福岡県は東京、大阪、愛知、神奈川といった大都市圏ほど外国人「生活者」の集住する地域ではないにせよ、平成22年度末の外国人登録者数は、52,750名と全国10位の位置を占めている²³。また、表1にまとめたように、東京、大阪、神奈川に次いで留学生数の多い県であり、在留目的に占める留学の比率は24.0%である。これは全体平均の9.44%、東京の16.33%と比較しても極めて高い数字である²⁴。さらに、特別永住者²⁵の比率も大阪、兵庫には及ばないものの、28.06%と、全国平均の18.7%を大きく上回っている。つまり、特別永住者と留学生の比率の高いことが福岡の大きな特徴であることがわかる。これは歴史的・地理的に朝鮮半島や中国大陆とのつながりが深いことに起因するものと考えられる。

このように、留学生数が増大するということは、必然的に留学生が同伴する家族も徐々に増えていくことが予想される。ただし、現時点では、福岡県の「家族滞在」は6.82%と、全国平均の5.57%を多少上回る程度である。

しかし、「都道府県別外国人登録者数の推移」で見ると、他府県が減少傾向にあるのに対し、福岡県は確実に外国

²¹ 山形市日本語教育推進委員会(1998:21)。

²² 同上(1998:75)。

²³ 日本学生支援機構Webサイト。

²⁴ 年度途中であるため、データとしては平成22年度末の統計データを用いた。留学比率の最も高いのは、大分県の37.04%である。これは、留学生数が在籍者の約半数という立命館アジア太平洋大学、別府大学など留学生比率の高い大学が所在しているためだと考えられる。

²⁵ 昭和20年(1945)の敗戦以前から日本に住み、昭和27年(1952)サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫に認められている永住資格。

表1 都道府県別 在留資格(在留目的)別 外国人登録者

*数字は人。()内は%。

	総 数	永住者 ²⁶	特別永住者	留 学	日本人の配偶者等
全 国	2,134,151	565,089 (26.48)	399,106 (18.70)	201,511 (9.44)	196,248 (9.20)
東 京	418,012	93,975 (22.48)	48,758 (11.66)	68,259 (16.33)	35,073 (8.39)
大 阪	206,951	36,648 (17.71)	104,303 (50.40)	15,065 (7.28)	11,759 (5.68)
愛 知	204,836	70,234 (34.29)	33,105 (16.16)	9,285 (4.53)	17,296 (8.44)
神奈川	169,405	55,734 (32.90)	20,515 (12.11)	12,993 (7.67)	19,636 (11.59)
埼 玉	123,137	39,604 (32.16)	9,838 (7.99)	10,928 (8.87)	14,900 (12.10)
千 葉	114,254	33,412 (29.24)	8,908 (7.80)	10,188 (8.92)	14,290 (12.51)
兵 庫	100,387	19,284 (19.21)	47,612 (47.43)	6,696 (6.67)	5,422 (5.40)
静 岡	86,158	35,311 (40.98)	4,174 (4.84)	2,986 (3.47)	9,393 (10.90)
茨 城	54,439	14,343 (26.35)	2,916 (5.35)	6,489 (11.92)	2,757 (5.06)
福 岡	52,750	8,919 (16.91)	14,804 (28.06)	12,540 (24.0)	3,083 (5.84)

* 各在留目的の全国平均より高い数値は網掛けで示した。

* 法務省「平成22年末現在における外国人登録者統計について」と政府統計の窓口「都道府県別在留資格(在留目的)別外国人登録者(総数)」をもとに、全国及び上位10都府県の順に並べ替えて作成。

人登録者数が漸増している地域であり、緩やかに多文化化が進んでいることは間違いない²⁷。留学生数の増大により、今後、「家族滞在」で来日する割合が高くなる可能性があり、留学生を受け入れる側の大学にとっても、それに対する対応策を考へておく必要はあるであろう。

こうした漸増する「生活者」が地域社会で孤立することなく生活していくために必要な施策の一環として、福岡県内でも各地で福岡県や各市町自治体、NPO等の支援により日本語教室が立ち上げられている。日本語教室の運営にはボランティア養成セミナーなどで養成されたボランティアがあたり、各教室で多くのボランティアが活動している。財団法人福岡県国際交流センターのまとめによれば、2010年9月現在で、北九州市が14教室、福岡市が41教室と、日本語教室の実施はこの2都市が中心となっている。その他、久留米、飯塚、田川、柳川、八女、筑後、中間、小郡、春日、大野城、宗像、太宰府、古賀、福津、うきは、朝倉、糸島といった各市、志免町、福智町にもそれぞれ教室が開設されている²⁸。

3-2 九州大学と伊都キャンパス周辺地域の概要

次いで、九州大学と伊都キャンパスの周辺地域である

糸島市(2010年1月1日より旧前原市・旧二丈町・旧志摩町が合併してできた市)の状況を確認しておこう。九州大学は、「国際化拠点事業(G30)」の拠点大学の1つであり、国の「留学生30万人計画」に則り、2020年までに大学全体で現在の約2倍の留学生、3,900人を受け入れることを目標としている。このため、九州大学全体の留学生数は年々増加してきており、2011年5月1日現在の留学生の総数は1,866名、そのうち伊都キャンパスの留学生数は659名である²⁹。2020年までには箱崎キャンパスの学部・研究科はすべて伊都地区へ移転完了する予定であり、そうなれば伊都キャンパス周辺地区の「生活者」の数は今後確実に増加していくことが見込まれる。具体的数字で見ると、2010年3月末現在の糸島市の外国人登録者数は518人で、10年前の223人から2倍以上に増加している。これは人口の伸び率に比べ、はるかに大きい数字であるという³⁰。この背景には2005年に九州大学が伊都キャンパスに移転したことによる影響があることは明らかである。

しかし、「生活者」の増加に対し、環境の整備が追い付いていないというのが現状である。実際、伊都市及び伊都キャンパスの周辺地域に居住する外国人研究者や留

²⁶ 法務大臣から永住の許可を受けた者。

²⁷ ちなみに、平成23年6月現在の外国人登録者数は、51,935名である。震災直後は全国的に減少傾向にあったが、その後は前年と同水準を維持している。法務省公式ホームページ「平成23年6月末現在における外国人登録者数について」参照。

²⁸ 2011年9月21日現在、行橋市でも日本語ボランティアの養成が始まり、11月より教室が開設される予定である(読売新聞9月22日記事ほか)。松永は2007年よりボランティア養成セミナーの講師およびアドバイザーとして、福岡県内の日本語教室開設に関わっている。

²⁹ 九州大学国際部留学生課の統計による。伊都キャンパスの留学生数は工学部及び工学府、システム情報学府、比較社会文化学府、数理学府の学生数を合計した。

³⁰ 糸島市(2011:3)。

学生からは、多くの課題が指摘されている。たとえば、短期滞在型の宿舎がないこと、公共交通の便や商業施設など生活環境整備が遅れている、外国籍の子供が安心して教育を受けられる体制が整っていない、日本語教室や相談窓口が少なく生活情報が得にくい、家賃の高い新築物件が多く、低家賃の住居が少ない、アルバイト先が少ないなどである³¹。

以上のような現状を解決していくひとつの手立てとして、糸島市の日本語教室が開設されたのが2010年11月である³²。前節で述べたように福岡市には多数の日本語教室が開設されているのだが、伊都キャンパス周辺に居住する外国人留学生の家族及び在勤の外国人とその家族にとって、これまでは日本語習得の場がなかった。伊都キャンパスには日本語コースがあるが、九州大学に在籍しないものは対象外であるため、この教室は外国人留学生の家族の日本語習得のニーズの受け皿にもなっているのである。ここでは、ボランティアが学習者の日本語レベルやニーズによって個別指導、つまり1対1で対応する授業を行っている。「日常会話ができるようになること」「買い物ができること」「医療用語を身につけること」など、皆それぞれ、学習ニーズが異なっているが、日本語教室に通うことによって、地域住民たちとの交流ができるようになったという。地域社会に居住する者として、こうした交流は双方にとって大きな意味がある。時には、学習者自身がイスラム文化など、自文化について紹介する機会もあるということで、日本語教室がまさしく相互学習の場となっていることが窺える。さらに、教室外の活動として、外国人留学生を誘い、「南風校区文化祭」や糸島市内の家庭を訪問するホームビジットなども行われている。これも「生活者」のための日本語教育の重要な活動の一環といえるだろう。

3-3 伊都キャンパス：多文化理解教室

前節で指摘されているように、伊都キャンパス周辺地

区では留学生数が増加の一途をたどる一方であるが、伊都キャンパスにおいては留学生と日本人学生が交流する機会というもの少なかった。そこで、九州大学の日本人学生と留学生がお互いに交流し、相互の理解を深めるために2010年度に立ち上げられたのが多文化理解教室「日本文化塾」「中国事情」「韓国事情」である。

このうち、「日本文化塾」は、普段の日本語の授業では学ぶことのできない日本文化に関するさまざまな事柄について、それを教師ではなく九州大学の日本人学生が留学生に対して紹介するという形式で実施された。その目的は、教科書の中にある日本ではなく、「現実の日本」に対する理解を深めてほしいという思いから始められたものであった。「日本文化塾」は毎週金曜日の午後5時から6時まで伊都キャンパスの図書館内にあるオープンセミナー室で行い、全12回にのぼった。実施した授業テーマは表2のとおりである。

テーマはすべて比較社会文化学府の日本人学生自ら設定したものであり、そのテーマについて彼ら自身の言葉で直接留学生に紹介した。毎回10名以上の留学生が参加したが、そのほとんどは中国の留学生であった。発表はそれぞれの担当者が工夫を凝らしたものとなった。例えば、第4回の「日本の若者言葉について」、第11回の「博多弁について」では、実際に留学生に若者言葉や博多弁を使ってもらう時間を設けたり、第8回の「年賀状について」では、実際に留学生に年賀状を書いてもらい、日本のお正月の年中行事を体験してもらったりした。このように「日本文化塾」はただ単に発表者が一方的に情報を発信するのではなく、実際に参加者に日本文化を体験してもらおうという点に重きを置いた。その結果、留学生からは非常に役に立ったという声が多く聞かれ、また、留学生だけではなく発表する日本人学生側からも母国である日本に対する理解が深まり、留学生がどの点に疑問や興味を感じているのかが分かったという声が多かった。これらは参加型の学習が発表者・参加者双方に学

表2 2010年度に実施した「日本文化塾」の授業テーマ

第1回	福岡の名所、名物、方言について	第7回	日本のお正月について
第2回	日本の映画、歌について	第8回	年賀状について
第3回	日本のプロ野球について	第9回	春の七草について
第4回	日本の若者言葉について	第10回	日常生活で使える表現
第5回	日本の流行語について	第11回	博多弁について
第6回	日本の小学校について	第12回	長崎県について

³¹九州大学学術研究都市推進機構(2010:4-10)。

³²糸島日本語教室の立ち上げに関し、松永はボランティア養成セミナーの講師を務めた。以下の報告は、季江静(比較社会文化学府博士課程1年)による。季・永嶋・新井の3名は2011年9月21日に、糸島市の日本語教室を見学・訪問している。

びをもたらしたということを実証するものであり、まさに「多文化理解」を促すひとつの方法と言えるのではないだろうか。

「日本文化塾」での「多文化理解」の形をさらに相互発信型に変えたものが「中国事情」「韓国事情」である。「中国事情」「韓国事情」はそれぞれ全3回実施し、第1回、第2回は前半と後半の2パートに分けて行った。まず前半は中国、韓国に留学経験のある九州大学の日本人学生が自分自身の留学体験を紹介し、後半は韓国人、中国人留学生が母国について自分の体験を交えながら、参加者に紹介するといった形式を取った。このような形式を取ることで、参加者は留学経験者の生の声を聞くことで、日本人が体験する中国、韓国というものがどのようなものであるのか、より身近に感じることができ、また、日本で暮らす留学生が母国を紹介することで、参加者はその国を多角的に捉えることが可能となった。

第3回では、交流会形式を取り、「中国事情」では中国人留学生と日本人学生が、「韓国事情」では韓国人留学生と日本人学生が両国の様々なテーマについて自由に話し合うという機会を設けた。そこではお互いに情報のやり取りを行うという相互発信型の交流が可能となり、より深くお互いを理解することにつながった。参加者数は第1回、第2回と増え、第3回の交流会にも日中、日韓の学生が大勢集まった。実施した後、留学生からは、またぜひ参加したいという声が数多く聞かれ、日本人学生からもこのような交流会をまたぜひやってほしいという声があがった。

この「中国事情」「韓国事情」の空間は、発表者が一方



「日本文化塾」の一コマ

的に参加者に対し情報を発信するといった場ではなく、双方の情報発信が行われており、その国についてお互いに意見を出し合い、理解を深め合うという場となっていた。一方的な情報発信者と見られがちな発表者自身がこの「中国事情」「韓国事情」を通して、その国についての理解がより深まったという点においても大きな意義がある教室であったと言えよう。

このように多文化理解教室を開講することを通して明らかになったのは、情報の発信が一方的なものではなく、実は発表者、参加者相互の情報発信においてお互いに異文化理解が進んでいるという点である。これが「多文化共生社会」を実現する上で最も重要な点ではないだろうか。

2011年10月現在、多文化理解教室は伊都キャンパスだけではなく、箱崎キャンパスにおいても開講されている。

4 永住者と非永住者の事例：中国帰国者³³・外国人留学生を中心に

本章では、地域社会の日本語教育の背景、施策、筆者自身の経験などを通して、中国帰国者（永住者）と外国人留学生（非永住者）にとって、地域社会への参画にあたり、日本語の習得以外に何が必要なのかという点について考察する。特に、中国帰国者と外国人留学生に着目するのは、両者の立場は「永住」か否かという点では対極にあるものの、両者とも本稿が検討する「生活者」のための日本語教育に対する経験と知見を豊富に有することから、示唆される点が多いと考えるためである。

4-1 中国帰国者に対する日本語教育

1972年の日中国交正常化以降、「中国帰国者」(以下「」を略す)の数は、第1次(1985-1990)・第2次(1993-1996)の帰国ラッシュを経て、現在約2万人を超えている。中国帰国者に対して行われてきた政府の援護施策のひとつに「日本語や日本の生活習慣の指導」がある。1984年には、中国帰国孤児定着促進センター(現中国帰国者定着促進センター³⁴；以下、所沢センター)が設立されている³⁵。

³³注11で既出。

³⁴1988年、所沢センター修了後の定住地における研修機関として、全国15ヶ所に開所された。中国帰国者が日本各地に定着し生活を始めるにあたり、帰国直後の予備的集中教育を行う機関。のちに全国5ヶ所に同様の機能をもつセンターが開設されるが、所沢センターが中心となってカリキュラム開発を進めてきた。厚生労働省(当時は厚生省)の委託を受けて(財)中国残留孤児援護基金が運営している。1998年からサハリン帰国者の受け入れも開始した。

³⁵黒瀬桂子(2008:29)。

また、地方公共団体や公益法人を通じて、中国帰国者が地域社会に定着した後、中国帰国者自立研修センターや支援・交流センターでの日本語教室や就業相談、交流事業、定着促進センターの講師陣による全国規模の日本語通信教育、地域社会における日本語教育、支援通訳や巡回健康相談が行われている。

当初、所沢センターの中国帰国者のための日本語教育は、主教材として『生活日本語』(文化庁1983)が用いられた。この教材は、中国帰国者が頻繁に遭遇することが予想される生活場面ごとに、各々一つの課で構成されている。そして、各課に関連した言語項目は難易度に配慮して配置されている。このテキストが画期的なのは、限られた語彙表現で各場面を乗り切っていく行動ストラテジー(コミュニケーション・ストラテジーを含む)が意識されている点、場面ごとに必要な生活情報や背景知識が盛り込まれている点である。しかしながら、学習者の年齢や学習適性により、このようなテキストを有効に使える学習者とそうではない学習者の両方のタイプがあることが判明し、大きな問題になった。こうしたことから、シラバスの多元化、つまり目的を絞ったシラバスを複数併用する方向への転換が図られ、学習者タイプ別のコースデザインとともに、シラバスごとの教材やプログラムの開発、学習活動の工夫が試みられた³⁶。

中国帰国者とその家族の遭遇する困難の多くが、言葉の問題はもちろん、生活習慣や考え方、行動規範の違いから発生する異文化間摩擦やトラブルに起因していた。実際のところ、中国帰国者は日本人の血が身体に流れているものの、子供の頃から中国人に育てられているので、自分の祖国に帰ったとは言え、生活習慣、考え方、使用言語の違いから、帰国後の生活は異文化体験と言っていだらう。中国帰国者とその家族にとって、「帰国とは、中国社会から全く文化の違う日本社会へ移住する³⁷」ということであり、言葉をはじめ、習慣、価値観等の違いから、日本社会に適應するまで、帰国後3～4年、人によっては10年もの長い間悪戦苦闘しなければならない。

また、日本社会で働いている中国帰国者からは、日常生活での日本語に問題はなくても、仕事で使う日本語は難しいという声がよく聞かれる。ことばだけでなく、日本の会社の職場習慣に戸惑うことも多いようである。仕事は全て人と関わらなければ成り立たないため、人間関係がうまくいかず、周囲の人に溶け込めなければ、仕事を継続していくことは困難である。

要するに、中国帰国者が直面する困難な場面に視点を

置いてみれば、「生活者」としての言語行動ストラテジーや日本人の生活習慣などを身につける必要があることがわかる。中国帰国者は、マジョリティーとしての日本人社会に対して、日本語の学習はもちろん、日本語の会話の進め方やルールや場面ごとに必要な言語行動ストラテジー(例えば、日本社会における誘いや依頼などに対する断りのストラテジー)や日本の風俗習慣などの習得も意識するなど求められる要素が多く、それだけ日本社会での円滑な自立が期待されているのである。

4-2 外国人留学生の視点からみる地域の日本語教室

本節では3章の外国人留学生に対する多文化理解教育の試みなどを踏まえ、筆者の経験を通して、地域社会では外国人留学生に対して具体的にどんな日本語教育が行われているのかを検討する。筆者は2008年から2009年までの約1年間、特別聴講生として鳥取大学に留学したことがある。その時、筆者は週に1回鳥取県のふれあい会館で行われていた上級日本語教室に幾度となく参加した。その日本語教室では、担当者の鳥取大学の教師のほか、外国人学習者のそばには1、2名の日本人ボランティアが寄り添っている。授業の前半は日本語の授業で、後半は、学習者たちとボランティアたちがコミュニケーションを図りながら、よりリラックスした雰囲気それぞれの経験を話し合い、互いに学び合う時間であった。学習者に寄り添うボランティアは固定的ではないため、日本語教室は単なる日本語習得の場ではなく、対話の場になる。さらに、この日本語コースは、学習者、支援者、地域住民との「お喋りの広場」、「仲間作りの広場」、「地域の人間関係・ネットワークづくり」などの拠点ともなっている。

また、鳥取大学では、留学生、日本人学生、地域住民及び大学教職員が「鳥取大学・International踊り子隊」を結成し、毎年夏に催される鳥取しゃんしゃん祭のメインイベントである「一斉傘踊り」に参加する習慣がある。「一斉傘踊り」への参加を通じて、留学生たちは日本文化を体験するだけでなく、一緒に参加する日本人学生や地域の方々との交流を深める機会をもつことができる。

4-3 事例から窺える「生活者」のための日本語教育への示唆

以上述べたように、「生活者」にとっては日本語教室内での学習はもちろん、教室外での活動を通じた様々な場面を通して、地域や日本の文化・風俗習慣などについて、実体験として学べるようなプログラムも必要であ

³⁶ 佐藤恵美子(2008:23-27)。

³⁷ 多田宏の言。

「～できる」「～する」という具体的な言語行動で構成されている点である。最後に、3種のシラバスは、社会的なコミュニケーションを促進する点である。

また、国立国語研究所日本語教育基盤情報センター学習項目グループは、2009年度の報告書において、上記3種類のシラバスの検討に加え、地域の日本語教育などの先行研究の知見を加えた「学習項目一覧と段階的目標（生活のための日本語）案」を提示している。「学習項目一覧と段階的目標（生活のための日本語）案」とは、「領域」「場面」「言語行動」「下位項目」という4つの観点からの学習項目である。「領域」は、以下の7種類に分けられ、領域の番号が若いほど、生活の基盤・根幹に関わるものとなるように順序付けが行われている（表3参照）。

各領域に、「場面」があり、「場面」で生じる、複数の行動を伴うような一連の行動を表すものを「言語行動」としている。そして、「言語行動」を成立させる行動を「下位項目(1)」に、さらに細分化されるものを「下位項目(2)」としている。例として、「領域2 生活：最低限の生活を守る」を示す（表4参照）。

さらに、上記のように作成された場面、言語行動のうち、一部を用いて、在住外国人の日本語使用実態及び学習ニーズを明らかにする目的で、在住外国人と日本人を対象に全国規模の質問紙調査を実施した（『生活のための日本語：全国調査』調査結果＜速報版＞）。在住外国人を対象とした質問紙調査では、①14の生活場面105の言語行動について、接触頻度、日本語による可否、日本語学習のニーズの有無、②日本語使用及び学習における問題点について調査した。調査用紙は、全国20地域に在住している20歳以上の外国人に、地域の国際交流協会や日本語教育関係者を通して配布され、1,662部が回収された。調査の結果、在住外国人の「頻度の高い行動」、「日本語でできない人が多い行動」、「日本語でできるようになりたい人が多い行動」などが明らかになった。「頻度の高い行動」は、「自宅場面」「買い物」という日常生活に関係する場面の行動が多く、「日本語でできない人が多い行動」としては、「医療・福祉」「職場」という日常生活から少し離れ、個人により、経験する機会が多くない場面での行動が多かった。

中上亜樹・黒瀬圭子・金田智子(2011)では、前述の全国調査を踏まえ、浜松近辺の外国人101名を対象に(a) J-CATによる日本語測定、そして、(b) 105の言語行動について頻度・困難度・重要度の評定（アンケート調査）および、(c) アンケート調査に基づく半構造化インタビューを行った。その結果、滞日歴が10年以上であっても日本語能力が低いままの人が多くいることが明らかになり、加えて、日本語能力が十分でなくても、積極的

に日本人、日本社会に関わろうとする「生活者」の姿も示唆された。日本語能力が十分でない「生活者」の中には、日本人や家族から補助を受けながらも、自分一人で何とかできている「生活者」もいれば、援助者がいなければ、「生活者」1人では何もできない、不安である、と感じている「生活者」もいることを中上他(2011)は報告する。中上他(2011)は、「生活者」のための日本語教育を考える場合、日本語能力や職業による支援カテゴリだけでなく、「日本社会への関わり度」という支援カテゴリを設ける必要があるのではないかと提言している。さらに、金田智子・中上亜樹・黒瀬圭子(2011)は、中上他(2011)の調査結果を学習者属性と学習ニーズという観点から分析している。金田他(2011)は、日本語学習のニーズは明らかでも、日本語学習への動機を持たないという「生活者」も少なからず存在すると述べる。このような「生活者」は、滞日期間は長くても、日本語能力は低いまま、日常生活にあたっては、視覚情報を用いる、日本語の使用を回避するといったストラテジーを用いて生活するという。また、生活に追われ、日本語学習の優先順位が低い「生活者」や日本語教室は期待に応えないと述べる「生活者」もいると報告している。金田他(2011)は、学習者グループ（「生活者」）のニーズを「生活のための日本語」の学習という教育現場で生かすには、学習者が主体となってニーズを学習課程に反映し、動機を維持するプログラムを開発する必要があると述べる。そして、学習者自身が主体的に自分自身の短期的・長期的目標を関連付けられるプログラムが求められると指摘している。

以上、国立国語研究所の研究を概観したが、「日本社会で生活していくために必要な日本語」、すなわち、学習項目である「生活のための日本語」をいかに「生活者」が主体的に学んでいくか、ということが、今後の課題だといえよう。本稿は、3章で報告した「多文化理解教室」の試みが、「生活のための日本語」教育においても大きな可能性を有するものであると提案する。なぜならば、中上他(2011)が述べるように、「生活者」のための日本語教育においては、「日本社会」への関わり度が影響を与える可能性があり、何らかの形で「生活者」を日本社会に関わりを持たせる必要があるためである。その際、「生活者」と日本人が「お互いの文化を学びあう」という活動は、一つの方法と成り得る。それは、「文化」は誰もが持ち、「文化」を手がかりに主体的に「生活者」と日本人に関わることが可能なためである。「生活者」、日本人ともに「文化」を学びあうことにより、「生活者」自身の日本語学習動機が高まり、より「生活のための日本語」の学びが進んでいくことが期待できる。

おわりに

本研究チームは伊都キャンパスの周辺地域で今後、大学がどのように「生活者」のための日本語教育と多文化理解教育に関わっていくことができるか、検討していくことを課題と考え、2011年7月に活動を始動し、10月に教室を開講したばかりである。そのため、本稿では、今後、伊都キャンパスの周辺地域で今後、どのような社会連携モデルを模索することが可能であるか、その可能性を探ることを目的とした。地域社会の「生活者」のための日本語教育をめぐる現状と課題を概観する中で、「支援者」「被支援者」の枠組みや「官」と「実践」の間の構造的な乖離などが地域社会の連携の阻害要因としてあることが確認できた。繰り返しになるが、これらの課題を視覚化し、連携が可能になる仕組みを考えていくことにこそ、大学が社会活動に参画していく重要な意義がある。

そこで、学習者の文化や第三者の文化についてもともに学ぶ「相互学習」としての多文化理解教育を地域社会の日本語教室に導入することがそのひとつの解決の糸口になるのではないかという仮説を設定し、「多文化共生」に関する従来の議論と先行事例を整理した。その結果、本研究チームの今後の取り組みの指標となりうる要素として、大きく5項目を抽出することができた。

- (1) 地域社会における日本語教育の実施にあたり、「生活者」の母語や権利を尊重するとともに、「生活者」が社会の一員としての役割を積極的に担えるようにすることが重要で、そのためにも社会の制度や自身の権利や義務を知るための言葉の学習をまず基本に考えるべきである。
- (2) 各地域の「生活者」のニーズは多様化してきており、日本語教室には多様化に対する個別の対応が必要な部分と、教室運営の工夫、研修プログラムの工夫やコーディネーターの育成など、共通する課題がある。共通の課題については教室の運営段階に応じ、先行事例に学ぶべき点がある一方で、地域ごとに連携を検討する余地がある。
- (3) 福岡県は全国的にみて、留学生比率の高い県であり、留学生はもちろん、その家族、さらに研究者への日本語教育も今後視野に入れて検討していく必要がある。
- (4) 伊都キャンパスの多文化理解教室や、鳥取県の事

例、糸島日本語教室の事例からは、ボランティア教師と学習者（参加者）が相互に情報を発信する、参加型の教室活動が相互の文化理解を進めるうえで有効性がある点が示唆された。

- (5) 外国人「生活者」の「頻度の高い行動」としては、「自宅場面」「買い物」という日常生活に係る場面の行動が多く、こうした「生活のための日本語」を学習者が主体的に学べるプログラムが必要である。

このうち、「生活者」のニーズの多様化への対応や、「生活者」のニーズを「生活のための日本語」の学習という実践で生かすには、既に5章で考察してきたように、学習者が主体となってニーズを学習課程に反映し、動機を維持するプログラムの開発や学習者自身が主体的に自分自身の短期的・長期的目標を関連付けられるプログラムが必要であることが指摘されている。具体的対策としては、マンツーマンでの個別指導とボランティア教師と学習者（参加者）が「お互いの文化を学びあう」という参加型の活動を組み合わせつつ、学習プログラムをつくっていくことが考えられる。

以上のように、本研究チームでは、「生活者」のための日本語教育に取り組むにあたり、多文化理解教室の実践をひとつのモデルとして参照しつつ実践を始めたが、今後は伊都地区のニーズに応じた伊都モデルとも言うべきプログラムを開発していくことが必要であろう。また、教師研修のプログラムの工夫やコーディネーターの育成に関しては、日本語教室、日本語学校、自治体との勉強会・交流会を通じて、連携のあり方を模索していくことにしたい。その際、箱崎キャンパスのある箱崎地区で実施されている「ムスリムの講座⁴¹」も相互学習という点では連携の対象となりうる。

以上、考えられる今後の方向性を述べたが、本稿ではボランティア自身の異文化コミュニケーション能力の育成や外国人研究者対象の日本語教育の問題に関しては、詳しく考察する余裕が無かった。これらに関しては今後さらに実践を積み重ねたうえで検討・考察していくことにしたい。

⁴¹これは、福岡市東区の某日本語学校が文化庁の委託を受けて「生活者のための日本語コース」として2011年9月より開設したものである。日本語学習と連動して、地域住民が箱崎地区のモスクを見学し、イスラム文化を学ぶ機会が提供されている。本研究チームメンバーも2011年10月29日、モスクを見学し、モスクが単にお祈りの場所であるだけでなく、モスリム相互、さらに地域住民との交流の場としても機能するよう運営されていることを確認した。

付記

本研究は、「地域社会における日本語支援と多文化理解教育に関する基礎的研究」(「比較社会文化研究院 特色ある研究プログラム」2011年度採択課題)の一環として行ったものです。本研究にご協力くださった糸島市地域振興課、九州大学学術研究都市推進機構、深江新太郎氏(統合新領域学府博士課程)に感謝申し上げます。本稿の執筆分担は以下のとおりです。

はじめに・3-1・3-2・おわりに(松永)、1・2(新井)、3-3(永嶋)、4(季)、5(麻生)。

参考文献

- 浜松市地域日本語教育推進委員会 (1998) 『浜松市における日本語教育のあり方に関する報告書』.
- 異文化間教育学会 (2008) 「特集 地域におけるニューカマー支援と連携」『異文化間教育』28号 異文化間教育学会.
- 異文化間教育学会 (2009) 「特集 多文化共生社会をめざして—異文化間教育の使命—」『異文化間教育』30号 異文化間教育学会.
- 異文化間教育学会 (2010) 「特集 多文化共生は可能か—移民社会と異文化間教育—」『異文化間教育』32号 異文化間教育学会.
- 金田智子 (2008) 「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発」『平成20年度日本語学校教育研究大会予稿集』 日本語教育振興協会.
- 金田智子・中上亜樹・黒瀬圭子 (2011) 「ニーズは学習内容になりうるか—調査結果を現場に生かすには—」『異文化コミュニケーションのための日本語教育』 高等教育出版社.
- 川崎市地域日本語教育推進委員会 (1997) 『共生のまちづくりをめざす日本語学習のあり方—川崎市地域日本語教育推進事業報告書—』.
- 金命貞 (2010) 「実現可能な多文化共生とは」『異文化間教育』 異文化間教育学会 32号.
- 国立国語研究所日本語教育基盤情報センター学習項目グループ (2008) 『生活者にとって必要な「ことば」を考える』『国立国語研究所内部報告書平成19年度成果普及セミナー報告書』.
- 国立国語研究所日本語教育基盤情報センター学習項目グループ (2009) 『国立国語研究所内部報告書日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発—中間報告書—』.
- 黒瀬圭子 (2008) 「中国帰国者に対する日本語教育内容の変遷」『国立国語研究所内部報告書 平成19年度成果普及セミナー報告書 「生活者にとって必要な『ことば』を考える』、国立国語研究所日本語教育基盤情報センター.
- 九州大学学術研究都市推進機構 (2010) 「九州大学学術研究都市における外国人の住・生活環境整備に関する調査報告書」(概要版).
- 馬潤仁 (2010) 「多文化共生は可能か?—公開研究から大会、そしてその後—」『異文化間教育』32号 異文化間教育学会.
- 松本有希子 (2008) 「福岡県における託児所付き日本語教室が担う新たな役割—非日本語母語話者を親に持つ乳幼児に支援できること—」九州大学大学院比較社会文化学府提出修士論文.
- 宮崎妙子 (2011) 「対話の場を作り、対話を促す—日本語教師から日本語学習支援コーディネーターへ—」『多文化社会コーディネーターの専門性をどう形成するか』 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター.
- 永野武 (2010) 『チャイニーズネスとトランスナショナルアイデンティティ』 明石書店.
- 中上亜樹・黒瀬圭子・金田智子 (2011) 「在住外国人の日本社会との関わり方に関する事例研究—「生活のための日本語: 浜松調査」の分析から—」『異文化コミュニケーションのための日本語教育』 高等教育出版社.
- 日本語教育学会 (2008) 『平成19年度文化庁日本語教育研究委嘱 外国人に対する実践的な日本語教育研究開発(「生活者としての外国人」に対する日本語教育事情)—報告書—』.
- 日本語教育学会 (2008) 『2008年度日本語教育学会秋季大会予稿集』.
- 野山広 (2008) 「多言語・多文化社会に対応した日本語教育の在り方に関する一考察—野山班(2007年度)の活動を通して見えてきたこと—」『シリーズ多言語・多文化共同実践研究5』 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター.
- 野山広 (2009) 「これまでの日本語教育政策-1945(昭和20年)以降の動向に焦点を当てながら」『日本語教育政策ウォッチ2008』 ひつじ書房.
- 佐藤恵美子 (2008) 「中国帰国者を対象とした適応教育の現場から—「生活者のための日本語教育」の歩みを振り返る」『2008年度日本語教育学会秋季大会予稿集』 日本語教育学会.
- 菅原幸助 (2010) 『中国「残留孤児」を支えて30年 社団法人神奈川中国帰国者福祉援護協会の歩み』 神奈川新聞社.
- 田尻英三・田中宏・吉野正・山西優二・山田泉 (2007) 『外国人の定住と日本語教育』 ひつじ書房.

山形市日本語教育推進委員会 (1998) 『日本語支援を通じた外国人にも住みやすいまちづくりを目指して』。

山脇啓造 (2011) 「日本における外国人政策の歴史的展開」『多文化共生政策へのアプローチ』 明石書店。

読売新聞2011年9月22日記事。

参考URL

愛知県公式Webサイト 「多文化共生社会づくり推進共同宣言」<http://www.pref.aichi.jp/0000007902.html> (最終閲覧日: 2011年10月9日)

文化庁公式ホームページ 「日本語教育実態調査等 平成22年度国内の日本語教育の概要」http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/jittaichousa/h22/gaiyou.html (最終閲覧日: 2011年9月30日)

中国帰国者支援・交流センター公式ホームページ <http://www.sien-center.or.jp> (最終閲覧日: 2011年9月12日)

外国人集住都市会議公式Webサイト「【浜松宣言】及び【提言】」「14都市共同アピール」「豊田宣言」「よっかいち宣言」「みのかも宣言」<http://www.shujutoshi.jp/siryo/index.htm> (最終閲覧日: 2011年10月9日)

外国人集住都市会議公式Webサイト 「おおた宣言」<http://www.shujutoshi.jp/2010/pdf/otasennngenn.pdf> (最終閲覧日: 2011年10月9日)

法務省公式ホームページ 「平成22年末現在における外国人登録者統計について」<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukantourokusyatoukei110603.html> (最終閲覧日: 2011年9月23日)

法務省公式ホームページ 「平成23年6月末現在における外国人登録者数について」http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00011.html (最終閲覧日: 2011年10月24日)

糸島市ホームページ 「糸島市国際交流基本計画 平成23年3月」<http://www.city.itoshima.lg.jp/uploaded/attachment/2928.pdf> (最終閲覧日: 2011年7月27日)

国立国語研究所公式ホームページ 「『生活のための日本語: 全国調査』調査結果<速報版>」<http://www.ninjal.ac.jp/products/nihongo-syllabus/research/> (最終閲覧日: 2011年9月14日)

九州大学国際部留学生課 「九州大学外国人留学生数一覧表 (2011年5月1日)」<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intl-web/data/pdf/2011.05.pdf> (最終閲覧日: 2011年9月26日)

内閣官房公式ホームページ・外国人労働者問題関係省庁連絡会議 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gaikokujin/honbun2.pdf>

(最終閲覧日: 2011年10月9日)

難民事業本部ホームページ <http://www.rhq.gr.jp/index.htm> (最終閲覧日: 2011年9月12日)

日本学生支援機構Webサイト 「平成22年度外国人留学生 在籍状況調査結果」http://www.jasso.go.jp/statistics/intl_student/data10.html (最終閲覧日: 2011年9月23日)

日本経済団体連合会Webサイト 「外国人受入れ問題に関する提言(2004年4月14日)」<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/029/index.html> (最終閲覧日: 2011年10月9日)

宮城県国際経済・交流課 「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」<http://www.pref.miyagi.jp/kokusai/multicultural/law.htm> (最終閲覧日: 2011年10月9日)

大阪府公式ホームページ 「大阪府在日外国人施策に関する指針」<http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/shishin.html> (最終閲覧日: 2011年10月9日)

政府統計の窓口Webサイト 「都道府県別在留資格(在留目的) 別外国人登録者(総数)」<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001074828> (最終閲覧日: 2011年9月23日)

静岡県公式ホームページ 「多文化共生推進基本条例(平成20年12月26日)」https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file_download105700.nsf/pages/FCEFB0BC8718C5A1492576F7006BD2C4 (最終閲覧日: 2011年10月9日)

総務省公式ホームページ 「多文化共生の推進に関する研究会」http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf (最終閲覧日: 2011年10月9日)

多田宏「理事長からのご挨拶」中国残留孤児援護基金財団法人ホームページ <http://www.engokikin.or.jp/aisatsu.htm> (最終閲覧日: 2011年9月30日)

Current Situation and Problems involving Education for Learning Japanese Language and Understanding Multiculturalism for Foreigners:

Finding a social cooperation model in multiculturalized city through a case study of Ito District

Noriko MATSUNAGA* , Michiko ASO **, Jiangjing JI * , Yoichi NAGASHIMA* , Katsuyuki ARAI*

ABSTRACT

Compare to other prefectures in Japan, Fukuoka is considered to be a prefecture with a high number of foreign students. Especially, there has been an growing number of foreign students in Ito District, where Kyushu University Ito campus is located. Apparently, from 10 years ago, the number of foreigners with Japanese government's Alien Registration Card has been increased by twofold. It may have been affected by the relocation of Kyushu University campus to Ito in 2005. Our research group felt the needs to facilitate education to learn Japanese language and understand multiculturalism, which would lead to cooperation with a regional society. In this research, by organizing a discourse on "coexistence of multiculturalism" and preexisting cases, the present situation and problems regarding the surrounding area of Ito campus will be clarified. Then, this research would introduce classes for understanding multiculturalism in Kyushu University Ito campus. Also, in order to find out an effective way to teach Japanese language, it would focus on adequate level of language skill for foreigners by observing case studies on foreign students and Japanese war orphans repatriated from China. Through this research, we would like to consider how the university and area around Ito campus should get involved in education for foreigners to learn Japanese language and understand multiculturalism.

Keywords: Foreigners, "Coexistence of multiculturalism," Family of foreign students, Classes for Japanese language, Understanding multiculturalism.

* Graduate School of Social and Cultural Studies, Kyushu University

** International Relations Office, School of Engineering, Kyushu University